

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人アソカ仁寿会が開設する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要支援者に対し、適切な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針)

第2条 指定介護予防短期入所生活介護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整などを通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 指定介護予防短期入所生活介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身の状況などを把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用するなど効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできる事は利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人アソカ仁寿会 あそかのもり

(2) 所在地 長崎県佐世保市松瀬町1150番地（特別養護老人ホームあそかのもり内）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、運営規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名

生活相談員は、短期入所生活介護事業計画（介護予防短期入所生活介護計画）に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族等に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導を行う。

(3) 介護職員 5名

介護職員は、指定介護予防短期入所生活介護の介護業務にあたる。

(4) 機能訓練指導員 1名

日常を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- (5) 医師 1名（嘱託医）

医師は利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講じる。

- (6) 栄養士 2名（うち1名は管理栄養士）

食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。

- (7) 調理員 1名

利用者に対する食事提供に係る一切を行う。

（利用定員）

第5条 事業の利用定員は指定短期入所生活介護事業所と併せて20名とする。

但し、災害時、虐待などのケースにおいては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

（指定介護予防短期入所生活介護事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。（厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。）

（事業内容）

- (1) 入浴
- (2) 食事
- (3) 相談、援助等の生活指導、レクリエーション
- (4) 日常動作訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) その他

- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 食費 朝食310円 昼食535円 夕食600円（基準費用）
- (2) 滞在費 多床室（基準費用915円/日） 従来型個室（基準費用1,231円/日）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の実費

- 3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族等に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の送迎の実施地域）

第7条 通常の送迎の実施地域は、佐世保市北部地区（別紙1）とする。

（サービスに当たっての留意事項）

第8条 利用者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 努めて健康に留意すること。
- (2) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙または飲酒をしてはならない。
- (3) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (4) その他管理者が定めたこと。

(事故発生防止又は再発防止)

第9条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに佐世保市及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議する。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医や家族等に連絡等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策及び感染症対策)

第11条 事業者は、非常災害に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気、消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年3回、定期的に避難、救出訓練を行う。

- 2 感染症対策を強化する観点から、委員会の開催や従業者への研修に加えて、感染症の予防・まん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- 3 災害へ対応においては地域との訓練が不可欠という観点から、非常災害対策を講じる。当該訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努める。

(身体拘束の制限)

第12条 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束などを行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(高齢者虐待防止)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施や虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- 2 虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- 3 虐待の防止の為の指針を整備する。
- 4 従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施する。
- 5 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 6 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを佐世保市に通報するものとする。

(苦情処理の受付と対応)

第 14 条 利用者又はその家族等により苦情の申し出があった場合の受付から解決までは、専用窓口を設け、苦情解決責任者が誠意をもって対応に当たらなければならない。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所が得た利用者又はその家族等の個人情報のついては、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族等の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会をできるだけ設けるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれら秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この事項に定めるものの外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人アソカ仁寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 18 年	4 月	1 日から施行する。
この規程は平成 19 年	4 月	1 日から施行する。
この規程は平成 20 年	4 月 21 日	から施行する。
この規程は平成 21 年	4 月	1 日から施行する。
この規程は平成 22 年	4 月	1 日から施行する。
この規程は平成 25 年	4 月	1 日から施行する。
この規程は平成 26 年	4 月	1 日から施行する。
この規程は平成 27 年	4 月	1 日から施行する。
この規程は平成 27 年	8 月	1 日から施行する。
この規程は平成 29 年	4 月	1 日から施行する。
この規程は平成 30 年	8 月	1 日から施行する。
この規程は平成 31 年	4 月	1 日から施行する。
この規程は令和 1 年	10 月	1 日から施行する。
この規程は令和 3 年	8 月	1 日から施行する。
この規程は令和 6 年	8 月	1 日から施行する。

通常の事業の実施地域

佐世保市北部地域

大野地区

瀬戸越 1～4丁目 瀬戸越町 松瀬町 原分町 大野町 田原町
楠木町 知見寺町 矢峰町 松原町

春日地区

桜木町 赤木町 春日町 横尾町

中里地区

中里町 上本山町 下本山町 八の久保町 岳野町 吉岡町
小川内町 皆瀬町 野中町 十文野町 白仁田町 牧の地町
踊石町 菰田町

柚木地区

柚木元町 筒井町 潜木町 上柚木町 柚木町 小舟町
高花町 戸ヶ倉町 里美町 川谷町 下宇戸町

相浦地区

上相浦町 相浦町 木宮町 光町 棚方町 愛宕町 竹辺町
川下町 大潟町 母ヶ浦町 日野町 星和台町 椎木町 浅子町

旧世知原町地区

赤木場 岩谷口 上野原 太田 開作 木浦原 北川内
栗迎 中通 長田代 西ノ岳 筥瀬 矢櫃 檜巻

旧吉井地区

板樋 大渡 乙石尾 踊瀬 梶木場 上吉田 下原 草ノ尾 高峰
立石 田原 直谷 橋川内 橋口 春名 福井 前岳 吉元